

# 外国人雇用 実務の決定版

総合ユニコム「労務マネジメントセミナー」のご案内

今年4月に改正される入管法の最新情報&分析と  
外国人労働者雇用の実践的なノウハウを学ぶ!

# 「出入国管理法」の改正と 外国人労働者雇用の実務解説

田澤満氏 行政書士・社会保険労務士 名古屋国際総合事務所 所長／行政書士

特定技能制度創設により大幅な規制緩和が行なわれる改正入管法の最新情報と、  
在留資格別外国人労働者の活用方法を近時の実例も踏まえて現場目線で解説!

## ご案内

深刻な労働力不足を背景に、外国人労働者受け入れ拡大に向けた「改正出入国管理法」が今年4月1日に施行されます。これまで建前上認められていなかった単純労働就労への門戸が業種限定で解禁され、将来の永住への道筋も可能とするなど画期的な改正がなされます。わが国の外国人雇用を巡る環境は大きな転換点を迎えようとしています。

政府は今後5年間に14業種で最大34万5千人の受け入れを想定していますが、人手不足に悩む業界は14業種に限ったことではありません。さらに、詳細な要件に該当せず恩恵を受けられない企業や、採用できたとしても転職の自由も保障されるため「定着」を図れない企業も多く出てくることでしょう。

わが国の労働人口減少を考えれば人手不足は今後も益々拍車がかかるだけに、日本企業として優秀な外国人労働者を多数、かつ長く確保していくためには、改正法の把握はもちろん、外国人雇用・労務管理に関するトラブル事例の理解と予防策、近隣諸国の外国人労働者状況などを知ることが重要です。

本セミナーは、外国人雇用の大転換となる改正入管法の概要や留意点について整理することで、そもそも「技能実習生との違いや関連性は何か?」「はたして移民なのか?」「特定技能以外の外国人雇用の可能性は?」などといった、いま多くの方が抱えている疑問に答えていきます。

さらに、数多くの現場を知っている講師が本音で話す外国人労務管理のポイントや、採用・定着のために企業が今すべきことなど多彩な事例も交えながら解説いたします。

## 参加申込書

### 「出入国管理法」の改正と外国人労働者雇用の実務解説

●会社名(フリガナ)	●貴社業種
●所在地(〒)	●振込予定日( 月 日) ●当日現金支払い希望... <input type="checkbox"/> ●ご担当者名( )
TEL. ( )	FAX. ( )
●出席者名①(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	
●出席者名②(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	

O-0320190404-060

開催日時 2019年4月15日(月) 13:30~16:30

会場 東京ガーデンパレス

東京都文京区湯島1-7-5 TEL.03-3813-6211(代)

※詳しい会場案内図は参加証にてお知らせいたします。

参加費 43,200円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税3,200円を含む)

●同一申込書にて2名様以上参加の場合、  
38,880円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税2,880円を含む)

※テキスト・コーヒー代を含む。

主催 総合ユニコム株式会社

東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館6階

TEL.03-3563-0025(代) FAX.03-3564-2560

ダイレクトメールの送付先変更・中止をご希望者は、お手数ですが、封筒ラベルにご要件を記入の上、弊社企画事業部(FAX.03-3564-2560)迄ご連絡ください。

※弊社ホームページからも、本セミナーはお申込みいただけます!  
<https://www.sogo-unicom.co.jp>

お申込み先 FAXフリーダイヤル ☎ 0120-05-2560

※FAXフリーダイヤル不通時はFAX.03-3564-2560迄おかけ直してください。

お問合せ先 ▶ 総合ユニコム(株) 企画事業部 TEL.03-3563-0099(直通)

#### ●お申込み方法

- 左記「参加申込書」にご記入後、上記FAXにてお申込みください。参加者宛に「参加証/請求書/銀行振込用紙」をご郵送いたします。「参加証」は当日ご持参いただき、会場受付に「お名刺1枚」と共にお渡し願います。
- 開催直前や当日のお申込みもお受けいたします。その場合は、FAXにて「参加証」をご送付いたしますので、必ずFAX番号の明記をお願いいたします。なお、お支払方法につきましては、別途ご連絡をさせていただきます。

#### ●参加費のお支払について

- 参加費は「請求書」到着後、原則として開催3営業日前迄にお振込み願います。
- お振込みが開催後日になる場合は、左記「振込予定日」欄にご記入ください。
- お振込手数料は貴社にてご負担願います。
- 当日現金でのお支払いも可能です。「当日現金支払い希望」欄に印をご記入願います。

#### ●お申込者が参加できない場合について

- 代理者にご出席いただけます。既送の「参加証」と「代理者のお名刺1枚」をご持参のうえ、当日会場受付までご来場ください。

#### ●キャンセルについて

- 開催3営業日前(土日祝日、年末年始を除く)迄に、弊社宛に「会社名/氏名/電話番号/返金先銀行口座(振込済みの場合)」を明記の上、FAX.03-3564-2560宛に必ずご連絡ください。
- 返金手数料として2,000円(1件毎)を申し受けます。なお、開催2営業日前以降のキャンセルにつきましては、全額をキャンセル料として申し受けます。その際には当日配布資料を参加者宛にご送付いたします。

#### ●その他ご連絡事項

- お座席は受付順を基本に当方にて指定させていただきます。
- 会場内は禁煙です。講演中の録音・録画、PC・携帯電話等の使用はお断りいたします。
- ご記入いただいた個人情報、弊社商品案内ならびにセミナーの適切な運営、参加者間の交流促進のために利用させていただきます。
- 主催者や講師等の諸般の事情により、講師変更や開催を中止する場合がございます。その際は弊社より参加者にご連絡させていただきます。なお、その際の交通費の払い戻しやキャンセル料の負担はいたしかねますので、予めご了承ください。

セミナープログラム & タイムスケジュール

13:30~16:30 ※15時前後に15分間のコーヒープレイクを挟みます。

講師プロフィール



**田澤 満** (たざわ みつる)  
行政書士・社会保険労務士  
名古屋国際総合事務所  
所長／行政書士

1966年生まれ。東京都小平市出身。大学卒業後、日米両国の不動産会社で働き、米国では日本・香港等投資家のカリフォルニア州内への不動産直接投資と管理をサポート。帰国後、98年名古屋で入管・国際業務専門の行政書士事務所を開業(現在、行政書士・社会保険労務士名古屋国際総合事務所所長。関連コンサルティング会社の代表取締役)。外国人の就労ビザ申請、技能実習生受入れサポート、企業の海外法人・工場労務管理サポートなどに特化した業務を展開。

名古屋・東京・大阪入管を中心に年間600名超の外国人ビザ申請を手掛け、クライアントや顧問先の多くが海外法人・工場をもつ日本企業、外資系企業、事業協同組合、製造業、建設業、IT企業、ホテル、介護事業、飲食チェーン等と外国人労働者を多く抱える企業となっている。

外国人雇用、入管法、外国人技能実習制度(団体監理、企業単独)等をテーマに、行政機関、自治体、大学等での講演実績多数のほか、共著に『経営に活かす新法律活用術(9土業が経営をアドバース)』(風媒社刊)がある。

## I. 改正入管法の概要・・・新たな在留資格「特定技能」とは

- 平成時代30年間の出入国管理行政を振り返る
- 在留資格制度とは何か?
- 日本はなぜ外国人の単純労働を認めてこなかったのか?
- 実質的ワーカーとしての外国人材(日系人、技能実習生)
- 在留資格「特定技能」について
- 日本初の「総量規制」の意味は?
- そもそも「移民」といえるのか? 本改正の狙いは?

## II. 外国人活用の4大在留資格・・・採用と注意点

### 1. 専門的技術的分野の在留資格

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
- 採用の形態(留学生を卒業時に採用、転職、海外からの招聘)
- 採用時の注意点(雇用契約、職務内容、素行等)
- その他の専門的在留資格(介護、技能、教育、高度専門職等)について

### 2. 技能実習生

- 2つの仕組み・団体監理型と企業単独型
- 平成29年11月施行の新法「技能実習法」によるインパクト
- 外国人技能実習機構の役割
- 技能実習トラブルと対処法について
- 在留資格「特定技能」との関係は?
- 技能実習制度の今後は?

### 3. 資格外活動許可(留学生アルバイト、等)

- 採用時の注意点
- 時間制限と活動範囲の制限について
- 留学生アルバイトから正社員化を図るケース

### 4. 身分に基づく在留資格(永住者、日本人配偶者、等)

- 「金の卵」としてもてはやされた南米日系人
- 「家族帯同」が招いた悲劇
- 日本社会に定着する日系人

## III. 入国管理局から「出入国在留管理庁」へ

- 法務省の内部部局より外局へ
- 普通の役所に近づいてきた? 入国管理局
- 入管はすでに不法滞在対策から偽装滞在対策へとシフトしている
- 今後も制度の「見直し」や「いたちごっこ」は延々と続く

## IV. 外国人労働者雇用の実態・・・近時トピックスと国内外の動き

- 地域別・人手不足事情と外国人労働者の実態
- 介護業界での動き。今後はさまざまな在留資格の外国人が共に働く職場へ
- 国外の外国人労働者市況
- 国外での介護外国人材の動き
- お手本となるドイツ&欧州、韓国の外国人労働者政策

## V. 外国人労働者の雇用と定着のために今すべきこと

- 「高度人材外国人」の雇用と定着のために今すべきこと
- 「外国人技能実習生」の継続と定着のために今すべきこと
- 様変わりする外国人雇用。企業や自治体がなすべきことは?